

# 福島県生活環境等の保全等に関する条例施行規則に 基づくばい煙（水銀）排出基準等の見直しについて

平成29年9月13日  
水・大気環境課

## 1 条例に基づくばい煙指定施設に係る水銀の排出基準について

- これまで大気汚染防止法では、ばい煙発生施設に対する水銀の排出規制は行われてこなかったが、条例第11条第2項において「物の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を除く。)に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、ふつ化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質(燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物を除く。)を規則で定める」とし、規則第2条で定める指定有害物質の一つとして水銀を定めている。さらに、条例第12条第2項に基づき、規則第8条で指定有害物質に係るばい煙排出基準を定め、ばい煙指定施設の種類毎に下記のとおり水銀の排出規制を行ってきた。

別表第4（第8条関係）※条例で定める指定有害物質に係る排出基準（水銀に関する施設のみ抜粋）

施設の種類	指定有害物質の種類	指定有害物質の量
ボイラー(燃料として石炭を使用するものに限る))	カドミウム及びその化合物	0.1 ミリグラム
	鉛及びその化合物	0.1 ミリグラム
	水銀及びその化合物	0.1 ミリグラム
	クロム及びその化合物	0.1 ミリグラム
廃棄物焼却炉	カドミウム及びその化合物	1 ミリグラム
	ふつ素、ふつ化水素及びふつ化珪素	10 ミリグラム
	鉛及びその化合物	10 ミリグラム
	銅及びその化合物	10 ミリグラム
	亜鉛及びその化合物	10 ミリグラム
	シアン化水素	1 ミリグラム
	水銀及びその化合物	1 ミリグラム
	砒素及びその化合物	1 ミリグラム
	クロム及びその化合物	1 ミリグラム
銅、鉛又は亜鉛の製錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉)	銅及びその化合物	8 ミリグラム
	亜鉛及びその化合物	10 ミリグラム
	水銀及びその化合物	1 ミリグラム
	砒素及びその化合物	1 ミリグラム
	クロム及びその化合物	1 ミリグラム

## 2 改正大気汚染防止法に基づく水銀の排出規制等について

### (1) 改正法の内容等について

- ・ 水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階において総合的な対策に世界的に取り組み、水銀の人為的な排出削減、越境汚染をはじめとする地球規模の水銀汚染防止を目指すこと等を目的とした水俣条約の適切かつ円滑な実施の確保のため、平成27年6月に改正大気汚染防止法が公布された。改正法の施行日については、平成30年4月1日となる。

#### 【改正法の主な内容】

- ①「水銀排出施設」を規定し、設置等に当たって事前の届出を規定
  - ②水銀排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる水銀等の量（＝水銀濃度）について、排出基準を設定
  - ③水銀排出者の排出基準の遵守、水銀濃度の測定等の義務づけ
  - ④届出対象外となる要排出抑制施設の設置者の自主的取り組み、等
- ・ 改正大気汚染防止法に基づく規制対象となる施設は資料1－3のとおりであり、条例のばい煙指定施設（水銀規制対象）と重複している。
  - ・ 改正法に基づく水銀排出基準と条例に基づくばい煙排出基準（水銀）を比較した内容は資料1－4のとおりであり、改正大気汚染防止法に基づく排出基準の方が条例より厳しく設定された。
  - ・ 県内の改正大気汚染防止法届出対象施設数（現時点での見込み数）は資料1－5のとおりである。

### (2) 改正法より条例基準を厳しくする必要性の有無について

- ・ 改正法に基づく排出基準設定の考え方は資料1－6のP.16及びP.34のとおりであり、大気中に排出された水銀の吸入による健康被害を防止するというよりも、水俣条約の趣旨に沿って、可能な限り環境中を循環する水銀の総量を削減することを目的としている（現在、一般環境における大気中の水銀濃度は、健康リスクの低減を図るための指針値を大きく下回っている）。
- ・ 改正法第18条の22の規定に基づく排出基準として、水銀の大気排出の削減に関する技術水準及び経済性を勘案し、水銀排出が可能な限り削減されるよう、施設の種類及び規模毎の許容限度として、環境省令で定めることとされた。（資料1－6 P.18）
- ・ 改正大気汚染防止法の基準は条例に基づく基準より厳しい基準となり、技術水準及び経済性を勘案し、可能な限りの削減が行われるものであること、現時点の一般大気環境中の水銀濃度は指針値を大きく下回っていることから、条例によりさらなる規制を行う必要性は認められない。

### (3) 条例での横出し規制の必要性の有無について

- ・ 改正法で規制対象外となる施設として、下記の施設がある。
  - ① 改正大気汚染防止法に基づく要排出抑制施設「製銃の用に供する焼結炉（ペレット焼結炉を含む）、製鋼の用に供する電気炉」
  - ② 石炭ガス化複合発電施設（IGCC）（いわき市内の火力発電所内に設置）
- ・ ①の要排出抑制施設については、水俣条約付属書Dに含まれていないため、改正法では届出、排出規制対象外となるが、法第18条の32に基づき、排出抑制の自主的取組として、自ら遵守すべき基準の作成、水銀濃度の測定、記録、取り組み状況の公表が義務付けられる。県内に3事業所5施設が所在しているが、これらの施設に対する

水銀の測定義務がこれまでなかったため、当該施設の水銀の排出実態は明らかではない。

今後、法に基づく水銀濃度の自主測定が行われることから、排出ガス濃度データの蓄積を図った上で、条例による規制の必要性について検討することとする。

- ・ ②の IGCC 施設については、大防法で規定されるばい煙発生施設の「29 ガスタービン」に該当し、法改正後も水銀の排出規制の対象外となる。

IGCC の施設内容としては、ガス化炉設備、ガス精製装置、複合発電設備の 3 つから構成され、ガス化炉設備で石炭から高温ガスを発生させ、ガス精製設備で、ガス中の硫黄化合物の除去を行うとともに、ガス中の有害物質の除去のためガスの水洗を行うが、その段階で水銀も除去される。排ガス洗浄施設は水質汚濁防止法の特定施設であるため、排水の規制対象となる。IGCC 発電後の排ガスについては、その構造上、水銀濃度が懸念される状況にはない。

国の調査検討会においては、IGCC に対して、現時点では規制対象とせず、今後実態把握した上で水銀排出施設としての追加について検討すべきとしており、県においても、排出ガス濃度データの蓄積が図られた段階で、条例による規制の必要性について検討することとする。

- ・ 以上により現段階では、条例に基づく横出し規制を行う状況にないと考えられる。

### 3 条例施行規則改正の内容

#### (1) 改正案

- ア 規則第 2 条に定める指定有害物質から、水銀及びその化合物を除く。
- イ 規則第 8 条に基づく指定有害物質に係るばい煙排出基準から、水銀及びその化合物に係る基準値を除く。
- ウ 規則第 16 条第 2 項に基づく指定有害物質に係るばい煙濃度の測定方法から、水銀及びその化合物を除く。
- エ 規則第 11 条に基づくばい煙発生施設設置（使用・変更）届出書（付表 2 ばい煙指定施設の使用の方法、付表 3 ばい煙の処理の方法）から、水銀及びその化合物を除く。
- オ 規則第 16 条に基づくばい煙濃度測定記録表から、水銀及びその化合物を除く。

#### (2) 改正の理由

改正大気汚染防止法に基づく排出基準の方が条例の排出基準より厳しく設定され、排出削減に関する技術水準及び経済性を勘案し、排出を可能な限り削減することとされたため、水銀に係るばい煙排出基準を廃止する。

#### (3) 施行予定日

平成 30 年 4 月 1 日

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則改正案

【現行】	【改正案】
<p>(指定有害物質)</p> <p>第二条 条例第十一条第一項第二号の規則で定めるものは、次に掲げる物質とする。</p> <p>一 カドミウム及びその化合物</p> <p>二 塩素及び塩化水素</p> <p>三 ふつ素、ふつ化水素及びふつ化珪けい素</p> <p>四 鉛及びその化合物</p> <p>五 銅及びその化合物</p> <p>六 亜鉛及びその化合物</p> <p>七 シアン化水素</p> <p>八 燐化水素</p> <p>九 水銀及びその化合物</p> <p>十 砒素及びその化合物</p> <p>十一 クロム及びその化合物</p> <p>十二 ダイオキシシン類(ダイオキシシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第二条第一項に規定するダイオキシシン類をいう。以下同じ。)</p>	<p>(指定有害物質)</p> <p>第二条 条例第十一条第一項第二号の規則で定めるものは、次に掲げる物質とする。</p> <p>一 カドミウム及びその化合物</p> <p>二 塩素及び塩化水素</p> <p>三 ふつ素、ふつ化水素及びふつ化珪けい素</p> <p>四 鉛及びその化合物</p> <p>五 銅及びその化合物</p> <p>六 亜鉛及びその化合物</p> <p>七 シアン化水素</p> <p>八 燐化水素</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>九</u> 砒素及びその化合物</p> <p><u>十</u> クロム及びその化合物</p> <p><u>十一</u> ダイオキシシン類(ダイオキシシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第二条第一項に規定するダイオキシシン類をいう。以下同じ。)</p>

別表第4(第8条関係)

施設の種類	指定有害物質の種類	指定有害物質の量
1 別表第1の2の表1 の項に掲げる施設	カドミウム及びその化合物	0.1 ミリグラム
	鉛及びその化合物	0.1 ミリグラム
	水銀及びその化合物	0.1 ミリグラム
	クロム及びその化合物	0.1 ミリグラム
10 別表第1の2の表6 の項に掲げる施設	カドミウム及びその化合物	1 ミリグラム
	ふつ素、ふつ化水素 及びふつ化珪素	10 ミリグラム
	鉛及びその化合物	10 ミリグラム
	銅及びその化合物	10 ミリグラム
	亜鉛及びその化合物	10 ミリグラム
	シアン化水素	1 ミリグラム
	水銀及びその化合物	1 ミリグラム
	砒素及びその化合物	1 ミリグラム
	クロム及びその化合物	1 ミリグラム
11 別表第1の2の表7 の項に掲げる施設	銅及びその化合物	8 ミリグラム
	亜鉛及びその化合物	10 ミリグラム
	水銀及びその化合物	1 ミリグラム
	砒素及びその化合物	1 ミリグラム
	クロム及びその化合物	1 ミリグラム

備考

- 1 この表の右欄に掲げる指定有害物質の量(2及び3に規定するものを除く。)は、[次の表](#)の左欄に掲げる指定有害物質について[同表](#)の右欄に掲げる方法により測定された量とする。

別表第4(第8条関係)

施設の種類	指定有害物質の種類	指定有害物質の量
1 別表第1の2の表1 の項に掲げる施設	カドミウム及びその化合物	0.1 ミリグラム
	鉛及びその化合物	0.1 ミリグラム
	(削除)	(削除)
	クロム及びその化合物	0.1 ミリグラム
10 別表第1の2の表6 の項に掲げる施設	カドミウム及びその化合物	1 ミリグラム
	ふつ素、ふつ化水素 及びふつ化珪素	10 ミリグラム
	鉛及びその化合物	10 ミリグラム
	銅及びその化合物	10 ミリグラム
	亜鉛及びその化合物	10 ミリグラム
	シアン化水素	1 ミリグラム
	(削除)	(削除)
	砒素及びその化合物	1 ミリグラム
	クロム及びその化合物	1 ミリグラム
11 別表第1の2の表7 の項に掲げる施設	銅及びその化合物	8 ミリグラム
	亜鉛及びその化合物	10 ミリグラム
	(削除)	(削除)
	砒素及びその化合物	1 ミリグラム
	クロム及びその化合物	1 ミリグラム

備考

- 1 この表の右欄に掲げる指定有害物質の量(2及び3に規定するものを除く。)は、[次の表](#)の左欄に掲げる指定有害物質について[同表](#)の右欄に掲げる方法により測定された量とする。

銅及びその化合物並びに亜鉛及びその化合物	規格 Z8808 に定める方法により採取し、原子吸光法、吸光光度法、ICP 発光分析法又は ICP 質量分析法により銅又は亜鉛として測定する方法	銅及びその化合物並びに亜鉛及びその化合物	規格 Z8808 に定める方法により採取し、原子吸光法、吸光光度法、ICP 発光分析法又は ICP 質量分析法により銅又は亜鉛として測定する方法
クロム及びその化合物、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物	規格 K0083 に定める方法によりクロム、カドミウム、鉛又は砒素として測定する方法	クロム及びその化合物、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物	規格 K0083 に定める方法によりクロム、カドミウム、鉛又は砒素として測定する方法
シアン化水素	規格 K0109 に定める方法のうち 4—ピリジンカルボン酸—ピラゾロン吸光光度法	シアン化水素	規格 K0109 に定める方法のうち 4—ピリジンカルボン酸—ピラゾロン吸光光度法
燐化水素	モリブデン酸—アンモニウム法	燐化水素	モリブデン酸—アンモニウム法
水銀及びその化合物	規格 K0222 に定める方法により水銀として測定する方法	(削除)	(削除)
塩素	規格 K0106 に定める方法	塩素	規格 K0106 に定める方法
塩化水素	規格 K0107 に定める方法	塩化水素	規格 K0107 に定める方法
ふつ素、ふつ化水素及びふつ化珪素	規格 K0105 に定める方法によりふつ素として測定する方法	ふつ素、ふつ化水素及びふつ化珪素	規格 K0105 に定める方法によりふつ素として測定する方法

付表2

## ばい煙指定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号							
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	～ 時 時間/回 /日 日/月	～ 時 時間/回 /日 日/月	～ 時 時間/回 /日 日/月	～ 時 時間/回 /日 日/月		
	季節変動						
原材料 (ばい煙の発生に影響のあるものに限る。)	種類						
	使用割合						
	原材料中の成分割合 (%)	硫黄分 カドミウム分		硫黄分 カドミウム分			
	1日の使用量						
燃料又は電力	種類						
	燃料中の成分割合 (%)	灰 分	硫黄 分	窒素 分	灰 分	硫黄 分	窒素 分
	発熱量						
	通常の使用量						
	混焼割合 (%)						
排出ガス量 (Nm <sup>3</sup> /h)	湿り	最大	通常	最大	通常		
	乾き	最大	通常	最大	通常		
排出ガス温度 (°C)							
排出ガス中の酸素濃度 (%)							
ばい煙濃度	ばいじん (g/Nm <sup>3</sup> )	最大	通常	最大	通常		
	カドミウム及びその化合物 (mg/Nm <sup>3</sup> )	最大	通常	最大	通常		
	塩素 (mg/Nm <sup>3</sup> )	最大	通常	最大	通常		
	塩化水素 (mg/Nm <sup>3</sup> )	最大	通常	最大	通常		
	ふっ素、ふつ化水素及びふつ化珪素 (mg/Nm <sup>3</sup> )	最大	通常	最大	通常		
	鉛及びその化合物 (mg/Nm <sup>3</sup> )	最大	通常	最大	通常		

付表2

## ばい煙指定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号							
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	～ 時 時間/回 /日 日/月	～ 時 時間/回 /日 日/月	～ 時 時間/回 /日 日/月	～ 時 時間/回 /日 日/月		
	季節変動						
原材料 (ばい煙の発生に影響のあるものに限る。)	種類						
	使用割合						
	原材料中の成分割合 (%)	硫黄分 カドミウム分		硫黄分 カドミウム分			
	1日の使用量						
燃料又は電力	種類						
	燃料中の成分割合 (%)	灰 分	硫黄 分	窒素 分	灰 分	硫黄 分	窒素 分
	発熱量						
	通常の使用量						
	混焼割合 (%)						
排出ガス量 (Nm <sup>3</sup> /h)	湿り	最大	通常	最大	通常		
	乾き	最大	通常	最大	通常		
排出ガス温度 (°C)							
排出ガス中の酸素濃度 (%)							
ばい煙濃度	ばいじん (g/Nm <sup>3</sup> )	最大	通常	最大	通常		
	カドミウム及びその化合物 (mg/Nm <sup>3</sup> )	最大	通常	最大	通常		
	塩素 (mg/Nm <sup>3</sup> )	最大	通常	最大	通常		
	塩化水素 (mg/Nm <sup>3</sup> )	最大	通常	最大	通常		
	ふっ素、ふつ化水素及びふつ化珪素 (mg/Nm <sup>3</sup> )	最大	通常	最大	通常		
	鉛及びその化合物 (mg/Nm <sup>3</sup> )	最大	通常	最大	通常		

	銅及びその化合物 (mg/Nm <sup>3</sup> )	最大 通常	最大 通常		銅及びその化合物 (mg/Nm <sup>3</sup> )	最大 通常	最大 通常
	亜鉛及びその化合物 (mg/Nm <sup>3</sup> )	最大 通常	最大 通常		亜鉛及びその化合物 (mg/Nm <sup>3</sup> )	最大 通常	最大 通常
	シアン化水素 (mg/Nm <sup>3</sup> )	最大 通常	最大 通常		シアン化水素 (mg/Nm <sup>3</sup> )	最大 通常	最大 通常
	燐化水素 (mg/Nm <sup>3</sup> )	最大 通常	最大 通常		燐化水素 (mg/Nm <sup>3</sup> )	最大 通常	最大 通常
	水銀及びその化合物 (mg/Nm <sup>3</sup> )	最大 通常	最大 通常		(削除)	(削除)	(削除)
	砒素及びその化合物 (mg/Nm <sup>3</sup> )	最大 通常	最大 通常		砒素及びその化合物 (mg/Nm <sup>3</sup> )	最大 通常	最大 通常
	クロム及びその化合物 (mg/Nm <sup>3</sup> )	最大 通常	最大 通常		クロム及びその化合物 (mg/Nm <sup>3</sup> )	最大 通常	最大 通常
	ダイオキシン類 (ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> )	最大 通常	最大 通常		ダイオキシン類 (ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> )	最大 通常	最大 通常
備考	<p>1 原材料中の成分割合の欄及び燃料中の成分割合の欄の記入に当たっては、重量比又は容量比の別を明らかにすること。</p> <p>2 ばい煙濃度の欄には、ばいじんについては福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第3の左欄に掲げる施設におけるばいじんの乾きガス中の濃度を、指定有害物質については同規則別表第4の左欄に掲げる施設における同表の中欄に掲げる指定有害物質の乾きガス中の濃度を記入すること。</p> <p>3 ばい煙処理施設がある場合のばい煙濃度は、処理後の濃度とすること。</p>			備考	<p>1 原材料中の成分割合の欄及び燃料中の成分割合の欄の記入に当たっては、重量比又は容量比の別を明らかにすること。</p> <p>2 ばい煙濃度の欄には、ばいじんについては福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第3の左欄に掲げる施設におけるばいじんの乾きガス中の濃度を、指定有害物質については同規則別表第4の左欄に掲げる施設における同表の中欄に掲げる指定有害物質の乾きガス中の濃度を記入すること。</p> <p>3 ばい煙処理施設がある場合のばい煙濃度は、処理後の濃度とすること。</p>		

付表3

ばい煙の処理の方法

ばい煙処理施設の工場又は事業場における施設番号			
処理に係るばい煙指定施設の工場又は事業場における施設番号			
ばい煙処理施設の種類、名称及び型式			
設置年月日		年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日		年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日
処	ば	排出ガス量 (Nm <sup>3</sup> /h)	最 大
			通 常
理	煙	排出ガス温度 (°C)	処理前
			処理後
能	度	ばいじん (g/Nm <sup>3</sup> )	処理前
			処理後
濃	い	カドミウム及びその化合物 (mg/Nm <sup>3</sup> )	処理前
			処理後
度	濃	塩素 (mg/Nm <sup>3</sup> )	処理前
			処理後
能	度	塩化水素 (mg/Nm <sup>3</sup> )	処理前
			処理後
力	効	ふつ素、ふつ化水素及びふつ化珪素 (mg/Nm <sup>3</sup> )	処理前
			処理後
率	率	鉛及びその化合物 (mg/Nm <sup>3</sup> )	処理前
			処理後
%	%	銅及びその化合物 (mg/Nm <sup>3</sup> )	処理前
			処理後
)	)	亜鉛及びその化合物 (mg/Nm <sup>3</sup> )	処理前
			処理後
)	)	シアン化水素 (mg/Nm <sup>3</sup> )	処理前
			処理後
)	)	燐化水素 (mg/Nm <sup>3</sup> )	処理前
			処理後
)	)	水銀及びその化合物 (mg/Nm <sup>3</sup> )	処理前
			処理後
)	)	砒素及びその化合物 (mg/Nm <sup>3</sup> )	処理前
			処理後
)	)	クロム及びその化合物 (mg/Nm <sup>3</sup> )	処理前
			処理後
)	)	ダイオキシシン類 (ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> )	処理前
			処理後
)	)	ばいじん	
			カドミウム及びその化合物
)	)	塩素	
			塩化水素
)	)	ふつ素、ふつ化水素及びふつ化珪素	
			鉛及びその化合物
)	)	銅及びその化合物	
			亜鉛及びその化合物
)	)	シアン化水素	
			燐化水素
)	)	水銀及びその化合物	
			砒素及びその化合物
)	)	クロム及びその化合物	
			ダイオキシシン類

付表3

ばい煙の処理の方法

ばい煙処理施設の工場又は事業場における施設番号			
処理に係るばい煙指定施設の工場又は事業場における施設番号			
ばい煙処理施設の種類、名称及び型式			
設置年月日		年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日		年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日
処	ば	排出ガス量 (Nm <sup>3</sup> /h)	最 大
			通 常
理	煙	排出ガス温度 (°C)	処理前
			処理後
能	度	ばいじん (g/Nm <sup>3</sup> )	処理前
			処理後
濃	い	カドミウム及びその化合物 (mg/Nm <sup>3</sup> )	処理前
			処理後
度	濃	塩素 (mg/Nm <sup>3</sup> )	処理前
			処理後
能	度	塩化水素 (mg/Nm <sup>3</sup> )	処理前
			処理後
力	効	ふつ素、ふつ化水素及びふつ化珪素 (mg/Nm <sup>3</sup> )	処理前
			処理後
率	率	鉛及びその化合物 (mg/Nm <sup>3</sup> )	処理前
			処理後
%	%	銅及びその化合物 (mg/Nm <sup>3</sup> )	処理前
			処理後
)	)	亜鉛及びその化合物 (mg/Nm <sup>3</sup> )	処理前
			処理後
)	)	シアン化水素 (mg/Nm <sup>3</sup> )	処理前
			処理後
)	)	燐化水素 (mg/Nm <sup>3</sup> )	処理前
			処理後
)	)	(削除)	(削除)
			(削除)
)	)	砒素及びその化合物 (mg/Nm <sup>3</sup> )	処理前
			処理後
)	)	クロム及びその化合物 (mg/Nm <sup>3</sup> )	処理前
			処理後
)	)	ダイオキシシン類 (ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> )	処理前
			処理後
)	)	ばいじん	
			カドミウム及びその化合物
)	)	塩素	
			塩化水素
)	)	ふつ素、ふつ化水素及びふつ化珪素	
			鉛及びその化合物
)	)	銅及びその化合物	
			亜鉛及びその化合物
)	)	シアン化水素	
			燐化水素
)	)	(削除)	(削除)
			(削除)
)	)	砒素及びその化合物	
			クロム及びその化合物
)	)	ダイオキシシン類	

使用 状況	1日の使用時間及び 月使用日数等	時間/回	回	時間/回	
	季節変動				
	排出口の実高さ $H_o$ (m)				
	補正された排出口の高さ $H_e$ (m)				
	排出速度 (m/s)				
備考					
<p>1 設置の届出の場合には工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用の届出の場合には設置年月日の欄に、変更の届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記入すること。</p> <p>2 ばい煙濃度は、乾きガス中の濃度とすること。</p> <p>3 補正された排出口の高さ <math>H_e</math> は、大気汚染防止法施行規則第3条第2項の算式により算定すること。</p> <p>4 ばい煙処理施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。</p>					

  

使用 状況	1日の使用時間及び 月使用日数等	時間/回	回	時間/回	
	季節変動				
	排出口の実高さ $H_o$ (m)				
	補正された排出口の高さ $H_e$ (m)				
	排出速度 (m/s)				
備考					
<p>1 設置の届出の場合には工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用の届出の場合には設置年月日の欄に、変更の届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記入すること。</p> <p>2 ばい煙濃度は、乾きガス中の濃度とすること。</p> <p>3 補正された排出口の高さ <math>H_e</math> は、大気汚染防止法施行規則第3条第2項の算式により算定すること。</p> <p>4 ばい煙処理施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。</p>					

様式第7号(第16条関係)

ばい煙濃度測定記録表

その1(ダイオキシン類以外のもの用)

- 1 ばい煙指定施設の種類及び工場又は事業場における施設番号
- 2 測定者の氏名
- 3 測定箇所
- 4 測定内容

ばい煙		測定 単位	測定年月日及 び時刻 (開始時間～終 了時間)	測 定 方 法	平 均	最 大	備考
排出ガス量		( $\text{m}^3/\text{s}$ )					
ばいじん	Cs	( $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ )			/		
	C	( $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ )					
	酸素 濃度	(%)					
カドミウム及びそ の化合物		( $\text{mg}/\text{Nm}^3$ )					
塩素		( $\text{mg}/\text{Nm}^3$ )					
塩化水素	Cs	( $\text{mg}/\text{Nm}^3$ )			/		
	C	( $\text{mg}/\text{Nm}^3$ )					
	酸素 濃度	(%)					
ふつ素、ふつ化水素 及びふつ化珪素		( $\text{mg}/\text{Nm}^3$ )					
鉛及びその化合物		( $\text{mg}/\text{Nm}^3$ )					
銅及びその化合物		( $\text{mg}/\text{Nm}^3$ )					
亜鉛及びその化合 物		( $\text{mg}/\text{Nm}^3$ )					
シアン化水素		( $\text{mg}/\text{Nm}^3$ )					
燐化水素		( $\text{mg}/\text{Nm}^3$ )					
水銀及びその化合 物		( $\text{mg}/\text{Nm}^3$ )					

様式第7号(第16条関係)

ばい煙濃度測定記録表

その1(ダイオキシン類以外のもの用)

- 1 ばい煙指定施設の種類及び工場又は事業場における施設番号
- 2 測定者の氏名
- 3 測定箇所
- 4 測定内容

ばい煙		測定 単位	測定年月日及 び時刻 (開始時間～終 了時間)	測 定 方 法	平 均	最 大	備考
排出ガス量		( $\text{m}^3/\text{s}$ )					
ばいじん	Cs	( $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ )			/		
	C	( $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ )					
	酸素 濃度	(%)					
カドミウム及びそ の化合物		( $\text{mg}/\text{Nm}^3$ )					
塩素		( $\text{mg}/\text{Nm}^3$ )					
塩化水素	Cs	( $\text{mg}/\text{Nm}^3$ )			/		
	C	( $\text{mg}/\text{Nm}^3$ )					
	酸素 濃度	(%)					
ふつ素、ふつ化水素 及びふつ化珪素		( $\text{mg}/\text{Nm}^3$ )					
鉛及びその化合物		( $\text{mg}/\text{Nm}^3$ )					
銅及びその化合物		( $\text{mg}/\text{Nm}^3$ )					
亜鉛及びその化合 物		( $\text{mg}/\text{Nm}^3$ )					
シアン化水素		( $\text{mg}/\text{Nm}^3$ )					
燐化水素		( $\text{mg}/\text{Nm}^3$ )					
(削除)		(削除)					

砒素及びその化合物	(mg/Na <sup>+</sup> )						
クロム及びその化合物	(mg/Na <sup>+</sup> )						

備考

- この様式は、ダイオキシン類を除くばい煙濃度の測定に用いること。
- ばいじん及び塩化水素のCsの欄にはそれぞれ福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第3及び別表第4の備考に掲げるCsとして表示された数値を、Cの欄にはそれぞれ同規則別表第3及び別表第4の備考に掲げる式により算出されたばいじん及び塩化水素の量として表示された数値を記載すること。ただし、同規則別表第1の2の表2の項に掲げるボイラー以外のばい煙指定施設の塩化水素に係るばい煙濃度の測定の結果は、塩化水素のCsの欄に記載すること。
- ばいじん及び塩化水素の濃度の酸素濃度の欄には、それぞれの測定を行った時の排出ガスの酸素の濃度を記載すること。

砒素及びその化合物	(mg/Na <sup>+</sup> )						
クロム及びその化合物	(mg/Na <sup>+</sup> )						

備考

- この様式は、ダイオキシン類を除くばい煙濃度の測定に用いること。
- ばいじん及び塩化水素のCsの欄にはそれぞれ福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第3及び別表第4の備考に掲げるCsとして表示された数値を、Cの欄にはそれぞれ同規則別表第3及び別表第4の備考に掲げる式により算出されたばいじん及び塩化水素の量として表示された数値を記載すること。ただし、同規則別表第1の2の表2の項に掲げるボイラー以外のばい煙指定施設の塩化水素に係るばい煙濃度の測定の結果は、塩化水素のCsの欄に記載すること。
- ばいじん及び塩化水素の濃度の酸素濃度の欄には、それぞれの測定を行った時の排出ガスの酸素の濃度を記載すること。